

最高裁秘書第2363号

令和元年5月13日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月3日付け（同月4日受付、最高裁秘書第1836号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成31年4月1日付け契約書写し（片面で12枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（印影）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第2号イに定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



契 約 書

裁判所共済組合最高裁判所支部（以下「委託者」という。）は、組合員の福祉のため、司法研修所における食堂の経営について、次の条項によりチムニー株式会社（以下「受託者」という。）に事業の経営を委託する。

（目的及び業種）

第1条 委託経営は、裁判所共済組合員の福祉の向上を図り、公務の能率的運営に資することを目的とする。

委託経営の業種は、「食堂」とする。

（経営上の注意）

第2条 受託者は、衛生、その他事業の経営に関する法令及び規則を遵守するとともに、組合員の福祉に適合するよう、委託にかかる事業を経営しなければならない。

2 受託者は、委託経営の食堂が法定伝染病等に汚染され、又は汚染されるおそれがある場合には、受託者に対し、営業の停止を指示することができる。この場合、受託者は、その指示に従わなければならない。

3 受託者は、前項の規定により営業を停止した場合において損害が生じたときは、受託者に過失がある場合を除き、委託者にその損害を請求することができる。

（経営譲渡等の禁止）

第3条 受託者は、委託経営の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託経営の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合には、この限りでない。この場合、受託者は、下請負人の名称その他の必要な事項を記載した書面により委託者に承諾を求めなければならない。

（事業設備等）

第4条 受託者は、委託経営について必要な事業設備をし、又はこれを変更しようとするときは、委託者の承認を受けなければならない。

2 受託者は、第1条の業種のため、別添「厨房器具設備一覧表」記載の厨房器具設備を無償で使用することができる。

3 受託者は、委託経営にかかる事業設備及び器具等の全部若しくは一部を第三者に貸与し、又は第1条の業種以外に使用してはならない。

4 受託者は、事業設備及び器具等について、修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、あらかじめ書面により委託者の承認を受けなければならない。

（設備等の管理）

第5条 受託者は、事業設備及び器具等を善良な管理者の注意義務をもって管理するものとする。

2 前項に規定する維持保存のために、通常必要とする修繕費その他の経費は、受託者の負担とし、その費用を委託者に請求しないものとする。

（事業場所）

第6条 事業場所は、次のとおりとする。

司法研修所

埼玉県和光市南2丁目3-8

司法研修所図書館棟2階 318. 10m²

(別添「建物配置図」及び「平面図」記載のとおり)

(営業時間等)

第7条 営業日及び営業時間は、別紙第1のとおりとする。ただし、委託者の指示又はあらかじめ委託者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(利用料金等)

第8条 営業品目の種類及びその料金は、別紙第2のとおりとする。ただし、受託者は、委託者の承認を受けてその価格等を改定することができる。

(従業員の身元保証等)

第9条 受託者は、その従業員の身元、一切の行為、健康管理及び服務規律について責任を負うものとする。

(委託経営の経費)

第10条 受託者は、委託者が特に無償で貸与した事業設備及び器具等の使用料金を除き、委託経営に関する一切の経費を負担するものとする。

2 委託経営にかかる経費は、光熱水料、塵芥処理費及び委託経営に関する一切の経費とし、負担すべき内容及び負担額は国の計算により、その全額を受託者の負担とする。

3 受託者は、国の指示に従い、定められた期日に、遅滞なく前項の料金(費用)を納入するものとする。

(経理状況報告書)

第11条 受託者は、委託経営を開始するとき及び委託者が必要と認めるときは、別紙様式第1による原価見積書を委託者に提出しなければならない。

2 受託者は、毎月別紙様式第2による売上月計表及び別紙様式第3による収支計算書を作成し、翌月20日までにこれらを委託者に提出しなければならない。なお、当該日が裁判所の休日に該当するときは、その前開庁日とする。

3 受託者は、平成31年4月1日から翌年3月31日までの損益計算書及び直近の納税証明書を翌年5月20日までに委託者に提出しなければならない。なお、当該日が裁判所の休日に該当するときは、その前開庁日とする。

(保健所等への届出)

第12条 保健所等に対する委託経営に必要な届出及び事務手続については、受託者においてこれを行い、その結果を委託者に報告するものとする。

(検便及び健康診断等)

第13条 受託者は、法令の定めに従い、従業員の検便及び健康診断を実施し、その結果を委託者に報告するものとする。

2 受託者は、一般食堂の衛生的環境の確保に務め、鼠、昆虫等の防除を必要に応じて行い、その結果を委託者に報告するものとする。

(監査等)

第14条 委託者は、毎年3月31日において及び必要と認めるときは、委託経営について監査することができる。

2 委託者は、前項の監査その他により必要があると認めるときは、委託経営について指

示することができる。

(契約期間)

第15条 この契約の期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までとする。

ただし、平成35年3月31日まで毎年4月1日から1年間の更新をすることを妨げないが、平成35年3月31日を越えての更新は行わない。

なお、受託者は、次年度の更新の意思の有無について、平成31年9月30日までに委託者に書面により通知をするものとする。

(契約の解除)

第16条 委託者は、前条の規定にかかわらず、国及び共済組合の事務又は事業の遂行上必要があるとき、受託者がこの契約に違反したとき、その他受託者が正当な理由なく委託者の指示に従わないときは、何時でもこの契約を解除することができる。

2 受託者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、6か月前までに委託者に申し入れる。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。ただし、法令により取引を義務付けられている場合を除く。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 委託者は、受託者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支部長等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第19条 受託者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたつ

ても該当しないことを確約する。

2 受託者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び再請負人もしくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（守秘義務）

第20条 委託者及び受託者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方にかかる事項を第三者に漏らしてはならない。

（原状回復）

第21条 受託者は、この契約が終了したとき又はこの契約が解除されたときは、自己の事業設備及び器具等について委託者の指示により、これを原状に回復するものとする。

2 受託者が原状回復の義務を履行しないときは、委託者は、受託者の負担においてこれを行うことができる。この場合には、受託者は、異議を申し立てることができない。

（損害賠償）

第22条 受託者は、委託経営に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償する義務を負うものとする。

2 受託者は、その責に帰する事由により、事業設備及び器具等の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、滅失又はき損による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により事業設備及び器具等を原状回復した場合は、この限りではない。

（有益費等の請求権の放棄）

第23条 この契約が終了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託者は、事業設備及び器具等に投じた改良のための有益費その他の費用が現存するときであっても、その費用等の償還の請求はしない。

（紛争の解決）

第24条 この契約書の各条項において、委託者及び受託者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他本契約に関し委託者及び受託者間で紛争が生じた場合には、委託者及び受託者の協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。

この場合における紛争の処理をする費用は、委託者及び受託者が協議して特別の定めをしたものと除き各自これを負担する。

（協議事項）

第25条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合には、委託者及び受託者が協議して定めるものとする。

本契約書は、正本2通を作成し、双方、記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成31年4月1日

委託者 東京都千代田区隼町4番2号
裁判所共済組合最高裁判所支部
支 部 長 笠 井 之 郎

受託者 東京都墨田区亀沢1丁目1番15号
チムニ一株式会社
代表取締役社長 和 泉

(別紙第1)

営業時間等

(1) 通常期

営業日		平日（土・日曜日、祝日以外）
営業時間	朝食	なし
	昼食	午前11時30分から午後1時まで
	弁当販売	午前11時30分から午後0時30分まで
	夕食	午後5時30分から午後7時まで
	宴会	午後5時30分から午後8時まで (予約制)

(2) 閑散期

営業日		平日（土・日曜日、祝日以外）
営業時間	朝食	なし
	昼食	午前11時30分から午後1時まで
	弁当販売	なし（予約販売がある。）
	夕食	なし
	宴会	午後5時30分から午後8時まで (予約制)

※ 通常期は司法修習生が司法研修所に滞在して修習する期間とし、閑散期は司法修習生が司法研修所に滞在していない期間とする。

※ 営業の有無（営業日及び営業時間等を含む。）については、あらかじめ委託者・受託者で協議する。

(別紙第2)

食堂等利用料金表

販売品目		販売価格 (消費税含む)	備考
昼食	定食	A(白米・味噌汁・小鉢1品付き) B(白米・味噌汁・小鉢1品付き)	550円 600円
	カレーライス	500円	白米・カレーは盛切りセルフ提供
	麺類	中華麺(ラーメン)	550~600円
		和麺(そば・うどん)	550~600円
	定番小鉢	100円	2種類以上常時提供
	日替小鉢	100円	1種類以上常時提供
	昼食丼セット(小鉢1品付き)	550~600円	定食の替わりに提供することがある。
	定食	A(白米・味噌汁, 小鉢1品付き) B(白米・味噌汁, 小鉢1品付き)	600円 700円
夕食	カレーライス	500円	白米・カレーは盛切りセルフ提供
	夕食丼セット(小鉢1品付き)	600~700円	定食の替わりに提供することがある。
	酒肴	280円	日替わりで3品程度提供
	宴会セット	3,000円ほか	料理とドリンク(アルコール含む)を提供
	ケータリング料理	一皿2,000円~	
	定番小鉢	100円	2種類以上常時提供
	日替小鉢	100円	1種類以上常時提供
	弁当(のり弁当・幕の内弁当・カレー弁当等)	400・500・550円	3種類のうち2種類以上で提供
	瓶ビール	500円	アルコール類販売は夕食時のみ
	日本酒(300ml)	700円	
	焼酎(300ml)	600円	
	ボトルワイン赤・白各1種類(750ml)	1,500円	

別紙様式第1

原価見積書

製品名	材料費				労務費	経費	計	販売価格	摘要
	材料名	単価	数量	金額					

別紙様式第2

売上月計表

平成 年 月 日

区分	売上高				摘要
	数量	単価	金額		

別紙様式第3

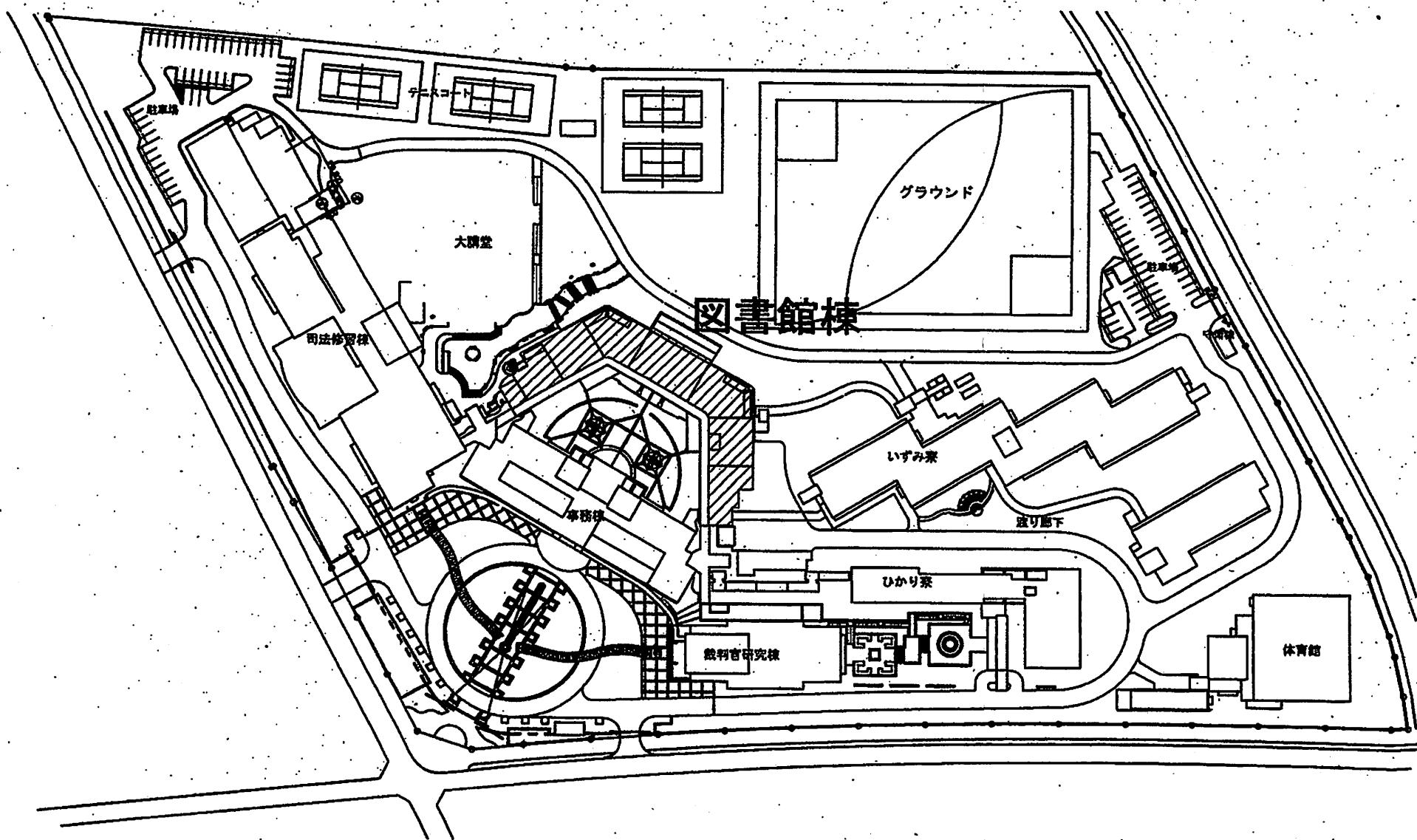
收支計算書

平成 年 月分

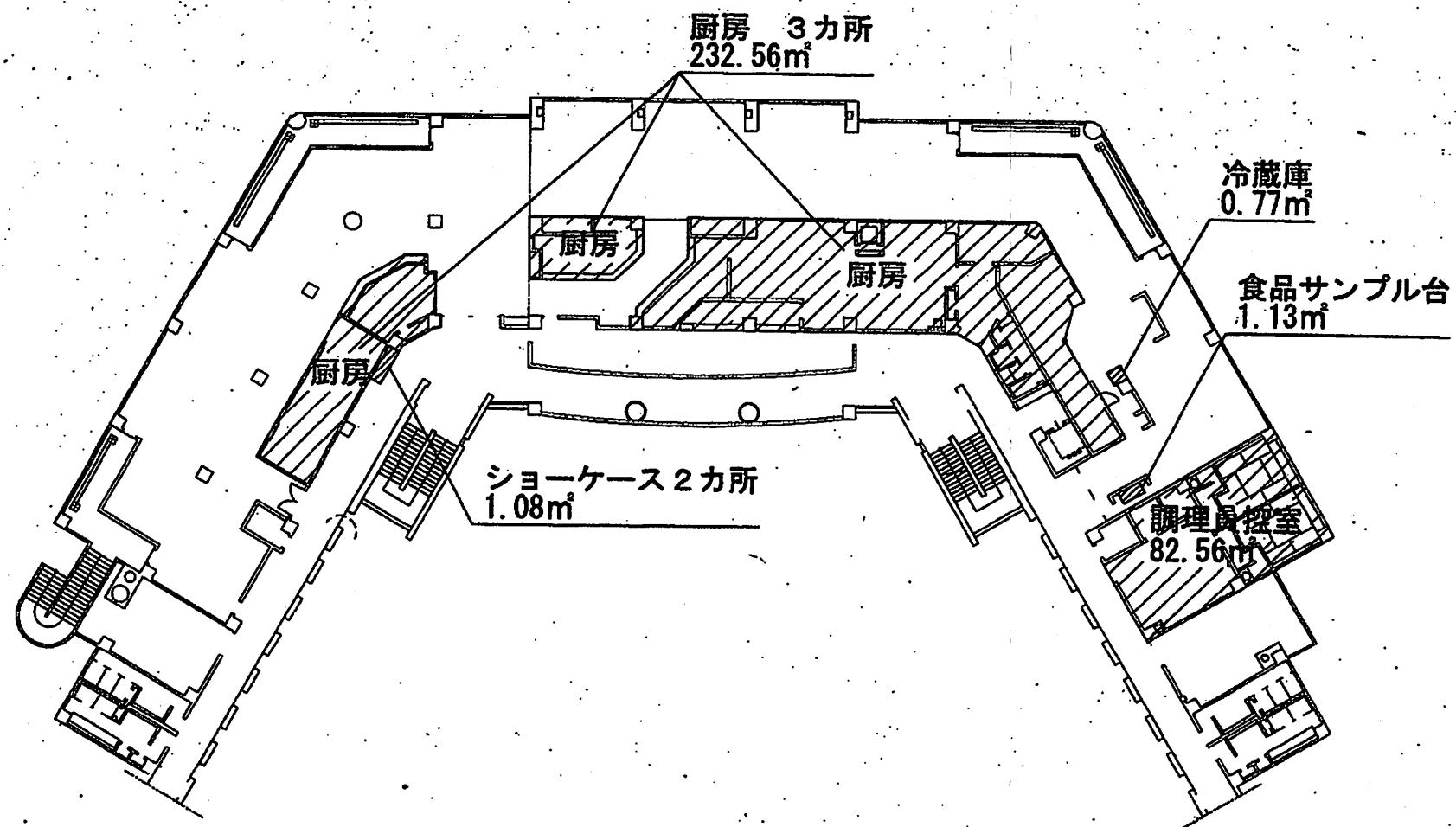
借方	勘定科目	貸方

司法研修所 廚房器具設備一覧表

No.	品名	形式	規格寸法			配置機器台数		方式 (13A)		電気 (30)		備考	
			W	D	H	台数	給水	給湯	排水	吸排	KW	単相100V 三相200V	
1522			1,821	613	1,592	3							
21522			1,212	613	1,592	1							備考-1522
21523			2,550	1,800	2,360	1							
41523			1,800	1,800	2,450	1							
51522			1,518	450	1,592	2							
51522			1,517	450	1,592	1							
51522			1,316	450	1,592	1							
8 冷蔵機			700	500	600	2							
9 F-32		F-45	635	540	840	1	15						
10 F-32			635	540	840	1	15						
11 F-32		FS-44	2,100	1,035	1,170	1	15						
21524			1,220	600	850	3							
31524			600	750	800	1							
41524			1,500	750	800	2							
51524			1,500	600	800	1							
61524			1,500	750	800	1							
71524			1,500	750	800	1							
81524			1,500	750	800	1							
91524			1,500	750	800	1							
101524			1,500	750	800	1							
111524			1,500	750	800	1							
121524			1,500	750	800	1							
131524			1,500	750	800	1							
141524			1,500	750	800	1							
151524			1,500	750	800	1							
161524			1,500	750	800	1							
171524			1,500	750	800	1							
181524			1,500	750	800	1							
191524			1,500	750	800	1							
201524			1,500	750	800	1							
211524			1,500	750	800	1							
221524			1,500	750	800	1							
231524			1,500	750	800	1							
241524			1,500	750	800	1							
251524			1,500	750	800	1							
261524			1,500	750	800	1							
271524			1,500	750	800	1							
281524			1,500	750	800	1							
291524			1,500	750	800	1							
301524			1,500	750	800	1							
311524			1,500	750	800	1							
321524			1,500	750	800	1							
331524			1,500	750	800	1							
341524			1,500	750	800	1							
351524			1,500	750	800	1							
361524			1,500	750	800	1							
371524			1,500	750	800	1							
381524			1,500	750	800	1							
391524			1,500	750	800	1							
401524			1,500	750	800	1							
41 冷蔵庫	CH-2		600	750	600	2	15×2		20×2	25×2	25000×2		要
421524			600	750	600	1	15	15	40				
431524			600	750	600	1	15	40					
441524			1,800	750	600	1	15	40					
451524			2,100	750	600	1	15	40					
461524			600	750	480	2			20×2	15000×2	0.283		4.5
471524		SC-62	741	446	980	1					0.101		2-1 GHG
481524		SC-103	900	800	1,680	1			40		0.604		
491524		SC-103	780	640	910	3							
501524		AT-1202A	610	570	648	3	5	15×5	15×5		1.02×5		
511524		AT-1202A	450	420	650	5	5	15×5	15×5				
521524		AT-1202A	550	450	210	5					0.045		
531524		AT-1202A	850	650	1,410	1							2-1 GHG
541524		AT-1202A	670	400	620	1							
551524		AT-1202A	1,000	750	650	1							2-1 GHG
561524		AT-1202A	720	650	650	1							
571524		AT-1202A	415	320	320	2					0.21×2		
581524		AT-1202A	1,500	310	350	1					0.1		
591524		AT-1202A	750	350	350	1							
601524		AT-1202A	1,800	310	350	4					0.1×4		
611524		AT-1202A	1,800	750	650	1							
621524		AT-1202A	1,800	750	650	1							
631524		AT-1202A	350	350	260	1			15	40	0.9		
641524		AT-1202A	1,000	310	350	1			15	40	0.1		
651524		AT-1202A	750	350	350	1							
661524		AT-1202A	1,200	310	350	2					0.1		
671524		AT-1202A	900	310	350	2							
681524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
691524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
701524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
711524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
721524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
731524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
741524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
751524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
761524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
771524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
781524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
791524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
801524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
811524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
821524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
831524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
841524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
851524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
861524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
871524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
881524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
891524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
901524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
911524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
921524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
931524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
941524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
951524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
961524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
971524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
981524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
991524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
1001524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
1011524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
1021524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
1031524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
1041524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
1051524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
1061524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
1071524		AT-1202A	1,400	750	650	1							
1081524		AT-1202A	1,400	750									



司法研修所



司法研修所 図書館棟 2階

